

平成 24 年度予算編成方針について

本年 3 月に発災した東日本大震災は、国民生活や経済に大きな影響を与えるとともに、防災対策の強化やエネルギー政策など、新たな課題を提起している。

このような中で内閣府が公表した8月の月例経済報告によると、「景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるものの、持ち直している。」としているが、その先行きについては、景気が下振れするリスクの存在や、デフレの影響、雇用情勢の悪化懸念も指摘しているところである。

また、東京都では、都財政について、「平成 21 年度決算で前年度から約 1 兆円の減収となった都税収入が、平成 22 年度決算でも更に減少するなど依然として厳しい環境に直面している。」としている。

区財政においても、平成 22 年度決算では特別区民税が約 20 億円、7.1%の大幅な減収となり、23 年度は更なる減収が予測されるとともに、都区財政調整交付金の原資となる法人住民税も大きな好転は期待できない状況となっている。

23 年度当初予算においては、特別区税の前年度対比約 10 億円の減収などにより、財政調整基金繰入金は約 30 億円から約 44 億円と大幅に増加した。また、本年 3 月に策定した基本構想実施計画の財源計画では、24 年度と 25 年度について、23 年度を上回る財政調整基金繰入金を予定するなど、今後の区財政は非常に厳しい状況が続くと見込まれている。

さらに、東日本大震災の影響や昨今の急激な円高による、企業業績の悪化や区民所得の低下、消費の減速も懸念され、これらは本区の歳入に大きな影響を及ぼすものと考えられるが、その範囲について確実な見通しを持つことは困難である。

こうした中にあっても、本区は、防災対策の強化などの東日本大震災によって明らかになった課題に果敢に取り組んでいかなければならない。

また、基本構想に掲げた本区の「将来都市像」である、“歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」”を目指して、区政の課題に的確に対応することはもとより、社会保障関係経費の更なる増加や、(仮称)森鷗外記念館、(仮称)新総合体育館、(仮称)新福祉センター、教育センター、第六中学校の整備や改築など、大きな財源を必要とする事業を着実に推進していくためには、安定的かつ健全な財政基盤を確立し、維持することが不可欠である。

このため、引き続き、行財政改革の歩を進め、個々の業務について不断に見直すとともに、「納税者」の視点を大切にされた行財政運営を行い、区民満足度を高めていかなければならない。

よって、平成 24 年度予算は、長期的な視点に立ち、下記に定める方針により編成する。

記

1 基本的な考え方

(1) 基本構想実施計画の着実な取組

基本構想の実現に向け、中長期的な施策展開を見据え、一つ一つの事務事業を効率的で実効性の高いものへと磨き上げていくことで、実施計画の着実な取組となる予算を編成する。

(2) 重点施策

新基本構想の体系により、平成 24 年度予算編成において次の掲げる重点的に推進すべき優先度の高い施策を重点施策として展開する。

- ア 基本構想実施計画の実行に関するもの
- イ FIRST-ONEの施策
- ウ 子育て支援施策
- エ 高齢者施策
- オ 「新たな公共」の担い手との協働による施策
- カ 経済対策・雇用対策につながる施策
- キ 地球温暖化対策の強化につながる施策
- ク 災害対策など危機管理の強化につながる施策

(3) 枠配分による予算編成

別紙に掲げる枠配分の手法により、施策全般について区民要望や議会の動向を的確に把握し、納税者の視点を大切にしたい予算編成を行う。

各部は、部内での議論を深め、重点施策を積極的に立案するとともに、限られた財源の中、主体性と自律性を発揮して予算編成に取り組むこと。

また、事業の見直しを行うとともに、事業の継続に当たっても、着実な見込みと実績を踏まえること。

(4) 行財政改革への取組

現在策定中の第4次の行財政改革推進計画における行財政改革の3つの視点を、平成24年度予算に可能な限り反映させること。

2 予算編成の方針

(1) 経費の見積方針

ア 新規事業及びレベルアップ事業については、事業の必要性を厳しく見極め、既存事業の抜本的見直しを行うなど、徹底したスクラップ・アンド・ビルドを前提

とし、各部に配分される一般財源と各部に属する特定財源の範囲内で経費を見積もること。

また、新規事業の予算化に当たっては、原則として、終期を設定し、後年度の負担を明らかにした上で見積もること。

イ 既存事業については、引き続き施策の見直しや再構築を図るとともに、経費の見積りに当たっては、厳しく実績を踏まえることとし、決算状況を徹底的に分析し、原則として、過去3か年実績の上限を超える経費の見積りはしないこと。

ウ 各種補助金については、時代状況の変化を踏まえた必要性の検証、民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の事業ごとに十分な精査と検証を行い、徹底した見直しを行うこと。

また、奨励的な補助金の創設に当たっては、必要性を十分に検証するとともに、あらかじめ終期を設定すること。

(2) 内部努力の徹底

ア 事務事業の実施に当たっては、組織、人事、予算執行などあらゆる観点で更に徹底した内部努力を尽くすこと。

イ 人件費については、引き続き徹底した抑制を図ること。

ウ 区有施設の整備については、緊急性などの観点から十分精査を行い、真に必要なものに限ること。

建設コストについては、計画・建設から維持管理までの各段階において、品質確保を踏まえながら、民間活力等を積極的に導入することにより、縮減に鋭意努めること。その際、将来の維持管理経費の縮減策を盛り込むこと。

また、施設等の維持管理経費については、管理運営の一元化を進めるなど、更なる縮減に努めること。

なお、土木工事についても、一層のコスト縮減に努めること。

エ 情報システムについては、住民サービスの向上と業務改革の視点から、費用対効果を十分検証し、有効性に乏しいシステムは廃止を含め抜本的に見直すこととし、効率的なシステム運用を行うこと。

また、経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、システム構築については、後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

(3) 歳入の確保

ア 特別区税については、引き続き徴収努力を行い、徴収率の更なる向上を図ることにより、税収の確保に努めること。

特に滞納に対しては、現年度分への早期対応、過年度からの繰越分につい

- ては、可能な限り、滞納整理手法による徴税努力を尽くすこと。
- イ 国庫支出金及び都支出金については、国や都の予算編成の動向を踏まえ、区の施策実施上、真に必要なと認められるものに関して、積極的な確保に努めること。
 - ウ 使用料及び手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から、行政サービスのコスト等を正確に把握し、一層の精査を行うこと。
 - エ 財産収入については、未利用財産の活用などを積極的に進め、歳入の確保に努めること。
 - オ 貸付金等に係る償還金などの債権については、債権管理の一層の適正化を図ること。
 - カ その他の歳入についても、財源を的確に把握し、収入の確保に努めること。

(4) 枠配分対象経費の精査

枠配分対象経費は、各部において、平成 23 年度当初予算に対して一般財源総額の5%減の範囲内で所要額を見積もること。

3 組織及び職員定数の方針

(1) 新規事業の実施又は事務量の増に伴う組織及び所要人員

新規事業の実施又は事務量の増に伴う組織及び所要人員については、既存の組織、事業等の見直し、既存施設の運営の見直しなどを徹底することにより対応することとし、組織の増を抑制するとともに、新たな人員の増は原則として行わないこと。

やむを得ず新たな増員を行う場合は、部内で既存事業の見直しによる人数の減を行うものとし、原則として部内調整により増員を抑制すること。

また、既存の事務事業についても徹底した見直しを行い、職員配置の適正化に努めること。

(2) 退職者対応等

退職者対応については、原則として不補充とし、再任用職員・再雇用非常勤職員等を有効に活用することにより対応すること。

なお、現在、再任用職員又は再雇用非常勤職員が配置されている職場については、その必要性について見直しを行うこと。

区 分		予算編成方法及び経費の内容
枠配分対象経費	主体的経費	各部に配分される一般財源と自らが積算する特定財源により、主体的及び自律的に予算編成を行う。 枠配分対象外経費(義務的経費・政策的経費)以外の経費
	義務的経費	各部に一般財源を配分せずに予算編成を行う。 ① 職員給与費及び企画政策部財政課(以下「財政課」という。)が指定する職員給与費に準ずるもの ② 法令や条例に基づく扶助費 ③ 特別会計繰出金(財政課が指定するもの) ④ 分担金・負担金(財政課が指定するもの) ⑤ 公債費
枠配分対象外経費	政策的経費	各部に一般財源を配分せずに予算編成を行う。 ① 重点施策の個別事業として認められた新規事業及びレベルアップ事業のレベルアップ分に係る経費 ② 事業規模等が安定していない事業費(財政課が指定するもの) ③ 施設改修工事費等及び工事に伴う関係経費(財政課が指定するもの) ④ 電算システム開発及び企画政策部情報政策課所管の電算システム維持管理費 ⑤ 用地等の取得・処分に係る経費及び区立施設に係る借地料等 ⑥ 備品購入費(一件 100 万円以上の物品及び車両) ⑦ 債務負担行為等に係る事業費(財政課が指定するもの) ⑧ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に基づく指定管理料 ⑨ 会計管理室、監査事務局、選挙管理委員会事務局及び区議会事務局に係る経費 ⑩ 積立金 ⑪ 予備費 ⑫ 繰入金等主に財政課が所管する財源に係るもの ⑬ 臨時的・緊急避難的な措置を必要とする事業費(財政課が指定するもの)